

(仮称) 田原中山風力発電事業に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

令和2年4月

渥美風力開発株式会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と当社の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

令和2年2月3日（月）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・令和2年2月3日（月）付

中日新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞

※ 令和2年2月18日（火）及び19日（水）に開催した説明会についての公告を含む

② インターネットによるお知らせ

下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・日本風力開発株式会社 ウェブサイト（別紙2-1参照）

<http://www.jwd.co.jp/atsumi/>

また、以下のウェブサイト「情報」が掲載された。

・愛知県のウェブサイト（別紙2-2参照）

<https://www.pref.aichi.jp/site/assessment/>

(3) 縦覧場所

関係自治体施設の計 5 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 田原市役所 南庁舎 1 階ロビー
(住所：愛知県田原市田原町南番場 30-1)
- ・ 田原市役所 渥美支所地域課
(住所：愛知県田原市古田町岡ノ越 6-4)
- ・ 中山市民館
(住所：愛知県田原市中山町神明前 146-1)
- ・ 南知多町役場 環境課窓口
(住所：愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地)
- ・ 篠島サービスセンター窓口
(住所：愛知県知多郡南知多町篠島字浦磯 3-3)

② インターネットの利用による縦覧

- ・ 日本風力開発株式会社 ウェブサイト
<http://www.jwd.co.jp/atsumi/>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和 2 年 2 月 3 日（月）から 3 月 4 日（水）まで
(土・日曜日、祝日を除く。)
- ・ 縦覧時間：各施設の開場時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（ご意見を頂戴した人数）は 8 名であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2-1参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

1. 開催日時：令和2年2月18日(火) 18:00～18:30

開催場所：中山市民館

(愛知県田原市中山町神明前146-1)

来場者数：20名

2. 開催日時：令和2年2月19日(水) 18:00～18:30

開催場所：南知多町総合体育館

(南知多町大字豊浜字須佐ヶ丘5)

来場者数：1名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和2年2月3日（月）から3月18日（水）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙3参照）
- ② 当社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

8名の方から合計で97件の意見が提出された。

（8名の内、1名の方が2回意見書を提出されたため、意見書の数は9通となっております。）

第 2 章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と当社の見解

「環境影響評価法」第 8 条及び第 9 条に基づく、方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要及びこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

第 2-1 表 (1) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 1)

一般の意見	当社の見解
<p>1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	<p>ご意見は要約せず、全文を公開いたします。また、ご意見の順番の並び替えはせず、それぞれに回答いたします。</p>
<p>2. 本事業者（渥美風力開発株式会社）及び委託先（日本気象協会）が、方法書段階からコウモリ類への影響を予測し、保全措置としてカットイン風速（発電を開始する風速）未満にフェザリングを行うことを決定したことは評価される。</p>	<p>ご意見、ありがとうございます。</p>
<p>3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速以上であってもフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）ができるのか？</p>	<p>異常時、点検時に置きましてはカットイン風速以上であってもフェザリング状態にすることは可能です。</p>
<p>4. フェザリングの閾値は主観で決めないこと 本事業者は、コウモリ類の保全措置としてカットイン風速未満の風速時にのみ保全措置（フェザーモード）を行うとのことである。 しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。 コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすればアセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。 事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値及び実施条件」を定めて頂きたい。</p>	<p>今後実施する現地調査において、音声モニタリング調査による高高度の飛翔状況を把握し、その結果に基づいて、風速毎の確認頻度を整理し、さらに新たな知見の収集を行い、専門家へのヒアリングも踏まえて保全措置について検討いたします。</p>

第 2-1 表 (2) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 1)

一般の意見	当社の見解
<p>5. 「事後調査」は信用できない。</p> <p>理由</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。</p> <p>②事業調査結果を公正に審査する第三者委員がない。</p> <p>③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。</p> <p>④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。</p> <p>①～④から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>事後調査については、既設事業の事後調査や最新の科学的知見、専門家へのヒアリング結果を参考にしながら検討を行い、今後の図書に記載して参ります。</p> <p>なお、ヒアリングを実施する専門家につきましては当社と利害関係のない方を対象といたします。</p>
<p>6. P308 音声モニタリング調査の調査地点について</p> <p>バットディテクターによる音声モニタリング調査地点が 2 か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置 (6 か所) において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。</p>	<p>音声モニタリング調査地点については、専門家へのヒアリングも踏まえ、風力発電機設置予定位置のコウモリ類の利用状況の把握を目的として事業実施区域内の 1 箇所、高高度の利用頻度を把握する目的として、風況観測塔の 1 箇所を設定いたしました。</p>
<p>7. 音声モニタリング調査の期間について</p> <p>バットディテクターによる音声モニタリング調査の期間は春季から秋季としているが、曖昧である。地元の専門家ヒアリングを踏まえた具体的な月数を述べること。</p>	<p>音声モニタリング調査については、専門家へのヒアリングも踏まえ 5～10 月を予定しており、その旨、方法書の p.306 に記載しております。</p>
<p>8. バットディテクターによる調査時間について</p> <p>バットディテクターによる音声モニタリング時間の記載がない。日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで録音すること。</p>	<p>音声モニタリング調査の録音時間は、日没 1 時間前から、日の出 1 時間後までを考慮しております。</p>
<p>9. バットディテクターによる調査について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向 (上向きか下向きか) を記載すること。</p> <p>なお「仕様書に書いていない (ので分からない)」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>使用するバットディテクターの仕様については準備書にて記載いたします。</p>
<p>10. 重要種以外のコウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか? 日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか?</p>	<p>現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握いたします。その結果を踏まえて、適切に環境影響を予測及び評価します。その過程では、重要種に限らずコウモリ類に効果のある環境保全措置についても併せて検討いたします。</p>
<p>11. バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>事業者が行う P306「音声モニタリング調査 (自動録音バットディテクターによる調査)」は定量調査であり、予測手法 (解析ソフト) もすでに実在する (例えば「WINDBAT」http://www.windbat.tech.fak.fau.de/index.shtml) 等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。</p> <p>よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。</p>	<p>方法書以降の現地調査において、音声モニタリング調査を実施いたします。なお、国内での自動録音調査後の解析については、事例が少なく、今後、さらに知見の収集を行い、定量的な予測・評価できるように検討してまいります。</p>

第 2-1 表 (3) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 1)

一般の意見	当社の見解
<p>12. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的な指針は策定されていない。</p> <p>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第 2 項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>頂いたご意見を踏まえて、コウモリ類の生態学的知見を持った専門家にヒアリングを行い、可能な限り適切な手法による予測を検討します。</p>
<p>13. 月 2 回程度の死骸探索調査など信用できない</p> <p>コウモリ類の死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかになっている※。仮に月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p> <p>※平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書）P213.NEDO,2018.</p>	<p>事後調査については、調査、予測及び評価の結果を踏まえて、既設事業の事後調査や最新の科学的知見、専門家へのヒアリング結果を参考にしながら検討を行い、今後の図書に記載して参ります。</p>
<p>14. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること</p> <p>コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）は、毎週 1 回以上の頻度で 4 月から 11 月まで必ず実施すること。</p>	<p>事後調査については、調査、予測及び評価の結果を踏まえて、既設事業の事後調査や最新の科学的知見、専門家へのヒアリング結果を参考にしながら検討を行い、今後の図書に記載してまいります。</p>
<p>15. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること</p> <p>コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没 1 時間まえから日の出 1 時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。</p> <p>※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014”EUROBATS Publication Series No. 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>事後調査については、調査、予測及び評価の結果を踏まえて、既設事業の事後調査や最新の科学的知見、専門家へのヒアリング結果を参考にしながら検討を行い、今後の図書に記載してまいります。</p>

第2-1表(4) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書2)

一般の意見	当社の見解
<p>1. 保安林について 現在小中山開拓地区の保安林に設置されている風車の状況を見ると、写真のとおり、風車の基部と堤防道路からの通路の松が伐採されているのみであり、保安林への影響はごく僅かであると考えられる。保安林がこの地区の畑地にとって極めて重要な存在であることは言うまでもないが、風車の設置による畑地へのマイナス影響はないものと考えている。</p>	<p>本事業においても、既設の風力発電施設と同様に保安林の伐採は基準にのっとり、必要最小限に留め、基礎の周囲は可能な限り緑化し、その樹種は、クロマツとし現況と同様の植生回復に務め環境への影響を可能な限り低減するよう努める計画です。</p>
<p>2. 景観への影響について 田原市は風車を含む風景をプラスに捉えている。写真は菜の花まつり会場に設置されている案内看板であるが、海と松林と風車の組み合わせを、有名な恋路が浜と並んでベストビューポイントとして紹介している。風力発電はクリーンエネルギーとして環境学習にもつながるものであり、観光資源としてプラスに捉えることができると思う。</p>	<p>ご意見を参考にさせていただきながら、環境学習の場や観光資源など、本事業における地域貢献策について引き続き検討してまいります。</p>
<p>3. エコガーデンシティ田原について 地球温暖化は、今や世界的な話題となっている。田原市は「エコガーデンシティ」を目指し、太陽光発電や風力発電に力を入れており、今回の風力発電計画に対しても賛成の立場である。</p>	<p>ご指摘のとおり、地球温暖化は、今や世界的な話題となっているなかで、本事業は、地域特性である良好な風況を活用した風力発電事業を目的とし、持続可能かつ効率的な環境調和のとれたクリーンな電力を生み出すと共に、地域と共生し、調査、工事、メンテナンスといった各段階での地元企業との協業や、地元人材の雇用といった社会経済活動を通じ、地域社会への振興に寄与することを目指してまいります。</p>

第 2-1 表 (5) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 3)

一般の意見	当社の見解
<p>1. 前に、新聞にのっていたので気になっていました。インターネットで見ましたが、色々と問題のある計画だと思いました。個人的には、再生可能エネルギーはもっと増やすべきだと思いますが、この計画では、逆に、環境のためにならないと思います。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きを通じ、適切な調査を実施してまいります。その結果を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は低減できるよう配置を含め保全措置を検討してまいります。</p>
<p>2. そもそも論として、なぜ、この場所に、風車を立てる必要があるのでしょうか。田原市には、すでに、トヨタの工場近くに、たくさんの風車が立っていますが、工業地帯なので特に気になりません。この場所は、いまは林のようですが、木を切って、環境を破壊してまで、風車を立てる必要があるとは思えません。また、海沿いの道は、ドライブにうってつけですが、風車が無いほうが良いに決まっています。本当に、この場所しか選択肢がないのでしょうか。環境のことを考えて、この場所が最適なののでしょうか。単にお金儲けの問題であるなら、違う場所にしてほしいです。</p>	<p>p.252「第 6 章 発電設備等の構造もしくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」ならびに p.237「事業実施想定区域の選定経過の補足説明」に記載しましたとおり、「良好な風況が見込まれる。」「系統連系の確保が見込まれる。」「既設の渥美風力発電所の実績により、事業計画を効率的に進められる」ことから検討エリアを設定し、そこから環境影響等に配慮しつつ絞り込んだ結果として事業実施区域を設定いたしました。</p> <p>今後の環境影響評価の手続きを通じ、環境影響を可能な限り回避又は低減できるよう配置を含め保全措置を検討してまいります。</p>
<p>3. 田原市のお隣の豊橋市では、風車の低周波で眠れないといった苦情が出ていたことを前にテレビで見たことがあります。それはどうなったのでしょうか。この風車を立てることで、また苦情が出てくることになりませんか。</p>	<p>環境省「風力発電施設から発生する騒音・低周波音の調査結果(平成 21 年度)について (お知らせ)」によれば、風力発電設備を停止させると「豊橋市の苦情者宅内では稼働・停止による明確な音圧レベルの変化は確認できませんでした。」としています。「騒音及び超低周波音」については「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成 29 年 5 月、環境省)を踏まえ、最新の知見等に基づいた調査、風力発電機からのパワーレベル等の情報を基にした定量的な予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は低減できるように努めます。</p>
<p>4. 伊良湖岬は、バードウォッチングのスポットとして有名なところ。風車を立てることは、鳥にとっては、問題になるのではないのでしょうか。</p>	<p>鳥類については、渡り鳥を含め鳥類の生息状況や渡りコースと飛翔高度などの把握を目的とした現地調査を実施し、専門家へのヒアリング結果を参考にしながら、予測評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は低減できるよう努めます。</p>
<p>5. この場所は、国定公園か自然公園らしいですが、わざわざそんな場所を選ぶ必要はないと思います。そもそも、風車を立ててもよい場所なのではないのでしょうか。</p>	<p>風力発電機設置予定地は、三河湾国定公園に該当しておりますが、国定公園での事業計画は「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」にあるとおり、一定条件を満たせば可能と考えており、今後、関係機関と協議してまいります。</p>
<p>6. 田原市は、全体的に、農業が盛んだと思います。風車を立てることで、日陰になって農作物に影響が出ませんか。</p>	<p>近隣の風力発電所での 10 数年における実績に置かましても、風車の影が農作物に影響を及ぼしたという報告は受けておりません。地元関係機関等とのコミュニケーションをより一層図ってまいります。</p>
<p>7. 新聞にのっていたように、県から、計画を見直すように求められているようですが、どう見直したのでしょうか。また、国や市は、この計画を認めているのでしょうか。</p>	<p>配慮書での審査を踏まえ、方法書では、事業計画地の選定手順の再確認とそれに基づく再選定を行いました。それにより、影響の回避・低減が可能であると考えております。</p> <p>ただし、現段階ではあくまで机上検討の段階であるため、今後予定いたしております環境影響調査の調査結果、予測評価を踏まえ検討し、関係機関と協議してまいります。</p>

第2-1表(6) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書3)

一般の意見	当社の見解
<p>8. 東京に会社があるようですが、環境破壊などの問題を地方に押し付けて、儲けだけ東京に吸い上げるのはやめてください。</p>	<p>本事業は、地域特性である良好な風況を活用した風力発電事業を目的とし、持続可能かつ効率的な環境調和のとれたクリーンな電力を生み出すと共に、地域と共生し、調査、工事、メンテナンスといった各段階での地元企業との協業や、地元人材の雇用といった社会経済活動を通じ、地域社会への振興に寄与することを目指しております。</p> <p>さらに地元で管理事務所等を設け、責任を持って対応する計画です。</p>

第2-1表(7) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書4)

一般の意見	当社の見解
<p>1. コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p>	<p>ご意見は要約せず、全文を公開いたします。</p> <p>国内においても、鳥類及びコウモリ類の風力発電機への衝突などの影響は懸念されており、本事業でも、鳥類では、渡り鳥を含め鳥類の生息状況や渡りコースと飛翔高度などの把握に努めて参ります。また、コウモリ類では、高高度の飛翔状況を確認するため、音声モニタリング調査を含めた、コウモリ類の生息状況の把握に努めて参ります。</p>
<p>2. 方法書の段階でコウモリ類についてのヒアリングを行ったことは評価される。</p>	<p>ご意見、ありがとうございます。ヒアリング結果を参考に、今後の手続きを進めてまいります。</p>
<p>3. P308 のコウモリ類の音声モニタリングにおいて、BS1 は樹高棒程度の高さではなく、既設の渥美風力発電所の最南端のナセルから音声を記録する方が、より実態を反映する。</p>	<p>音声モニタリング調査方法については、専門家へのヒアリング結果も踏まえて設定しており、高高度の飛翔状況の把握については、方法書記載のBS2（風況観測塔）での実施を予定しております。なお、既設風車へは他の機器の設置が難しく、実施できない状況となっております。</p>
<p>4. P308 のコウモリ類の捕獲調査地点において、同じクロマツ林で調査を行うのではなく、BH2 を最も南に単独で設置が予定されている場所の南側の「初立池」周辺の樹林帯で実施すべきではないか。</p>	<p>風力発電機の設置予定箇所は、クロマツ林内のみを予定しており、専門家へのヒアリング結果も踏まえて方法書記載の捕獲地点を設定しております。</p> <p>なお、ご意見の最も南に単独で設置が予定されている箇所については、道路拡幅箇所であり、風力発電機の設置予定箇所ではないため、実施しない予定です。</p>
<p>5. 既設の渥美風力発電施設において、コウモリ類の活動期（3-11月）に月2-3回程度のコウモリ類死骸探索調査を実施し、ナセルからの音声モニタリングデータと合わせて予測に資するデータを得る必要がある。</p>	<p>既設風車ナセルへの機器の設置は難しく、実施できない状況となっております。</p> <p>調査については、専門家へのヒアリング結果を踏まえた調査方法で実施する予定です。</p>
<p>6. コウモリ類調査については風力アセスメントに関して十分な知識と経験を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行い、準備書についても十分な知識と経験を持ったコウモリ類の専門家に助言を得ること。</p>	<p>準備書以降もコウモリ類の専門家へのヒアリング結果を踏まえて、現地調査、その後の予測・評価を行って参ります。</p>

第 2-1 表 (8) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 5)

一般の意見	当社の見解
<p>1. ユウビンキョクがイロイロなキャラクターグッズハンバイしているみたいに町のイタルトコロやユウビンキョクやシャクショやジドウハンバイキに (ガチャガチャや 1000 円ガチャなど) 田原中山風力発電ミニチュアグッズハンバイしてください。 そのうりあげで町にセモタレつきベンチやユウリョウベンチつくってください。</p>	<p>地元への貢献策については、地元のご要望を把握しつつ、実行可能なものを検討して参ります。</p>
<p>2. 日本と外国の町のイタルトコロにボキンバコおいってください。 そのうりあげで、毎年キッズミスターコンテストやキッズミスコンや人気ケーキ店大会やダンス大会やバンドミュージシャン大会やカラオケ大会や絵の大会やシュウジの大会や写真大会や人気インシヨクテン大会つくってください。</p>	

第 2-1 表 (9) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 6)

一般の意見	当社の見解
<p>1. (仮称) 田原中山風力発電事業に賛成します。</p>	<p>ご意見、ありがとうございます。</p>
<p>2. 風力発電は CO2 を出さないで環境にやさしい。</p>	<p>ご指摘のとおり、風力発電は、持続可能かつ効率的な環境調和のとれたクリーンな電力を生み出すと共に、地域と共生し、調査、工事、メンテナンスといった各段階での地元企業との協業や、地元人材の雇用といった社会経済活動を通じ、地域社会への振興に寄与することを目指してまいります。</p>
<p>3. 自然のエネルギー (風) を利用するもので、人体、環境に害はない。私は漬物製造を営んでおりますが、40 年以上前からこのすばらしい北西風を利用して渥美の干し大根を製造してまいりました。</p>	
<p>4. 小中山地区に 13 年前に 7 基の風車が設置されました。この間に大きな問題は何 1 つ起きてない。防風林も小中山地区は松枯れにあつてなくてしっかり駆除されている。</p>	<p>本事業においても、既設の風力発電施設と同様に環境影響を可能な限り低減していくよう、検討しております。</p>
<p>5. 西の浜の堤防から見る 5 基並んでいる風車の景観はすばらしい。さらに 6 基が出来て並んだ風景は大きな観光資源になる。</p>	<p>ご意見を参考にさせていただきながら、本事業をより良い計画となるよう検討し、さらに地域貢献策、地域活動などについて引き続き協力してまいります。</p>
<p>6. 小中山地区には賃借料が入っているとのこと。今の時代、行政も財政は苦しく地区補助金も減る一方である。中山地区に大きな賃借料が入ることは魅力である。25~26 年後の中山神明社の御造営の基金になると思う。是非とも至急に中山地区に風力発電事業を稼働してもらいたい。</p>	<p>ご意見、ありがとうございます。地元への貢献策については、この取り組みを通じて、地元のご要望を把握しつつ、実行可能なものを検討して参ります。</p>

第 2-1 表 (10) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解
(意見書 7)

一般の意見	当社の見解
<p>1. 保安林への風車の設置について、国のガイドラインでは伐採が「僅少であること」と示されている。「僅少」は主観的表現であり、人により判断が異なると思われるので、今回のケースでは「防風林、砂防林としての機能に及ぼす影響はどの程度か」という基準で「僅少」を判断していただくとよいと思う。幸い、当地区には既に風車が 5 基設置されているので、そこを現地調査していただくのがよいと思う。</p>	<p>ご意見、ありがとうございます。貴重なご意見として今後の参考にさせていただきます。 保安林の伐採については、今後、関係機関と協議し、手続きを進めてまいります。</p>

第2-1表(11) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書8)

一般の意見	当社の見解
<p>1. 大臣、知事意見を無視 配慮書に対する2019年11月15日環境大臣、2019年11月19日愛知県知事からの「事業計画の再検討」の意見がほとんど無視された方法書は認めるわけにはいかない。</p> <p>環境大臣は「自然公園法に基づく三河湾国定公園の第2種特別地域に指定されており...主要な展望地である「西ノ浜海浜の森」、「休暇村伊良湖」等が存在していることから、本事業の実施は...展望する場合に著しい妨げとなり、眺望景観に対する重大な影響を回避又は十分に低減出来ない可能性が極めて高い。」とした上で、「再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。」としながらも、「供用時における騒音及び風車の影による生活環境への影響が懸念される。...眺望景観に対する重大な影響を回避又は十分に低減出来ない可能性が極めて高い。...本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。」として、総論で「重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の大幅な見直しを行うこと。...他事業者による複数の風力発電所が稼働中...累積的な影響について、調査、予測及び評価を行うこと。...環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。」としている。そして各論で「風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。...風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。...風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。...国定公園の指定理由である海岸景観に係るこれらの展望地からの眺望景観に重大な影響を及ぼす範囲を対象事業実施区域から除外すること。」と指摘している。</p> <p>また、愛知県知事は、(1)動物、植物及び生態系への重大な影響が懸念されることから、重要な自然環境のまとまりの場の改変を回避するよう、<u>事業計画を再検討</u>すること、(2)景観等への影響が懸念されることから、これらの環境影響を回避するよう、<u>事業計画を再検討</u>することなど、9項目で意見を示し、具体的には「区域の一部が保安林に指定されており、重要な自然環境のまとまりの場となっている...事業計画を検討する早期の段階における重大な環境影響の回避、低減の検討が不十分であり、事業の実施に伴う動物、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、重要な自然環境のまとまりの場の改変を回避するよう、事業計画を再検討すること。...騒音及び超低周波音、風車の影並びに景観への影響について...風力発電機の離隔を考慮すると配置を検討する余地がほとんどないと考えられることから、これらの影響が懸念される。(次頁へ)</p>	<p>経済産業大臣意見及び愛知県知事に対する事業者の見解につきましては、方法書 p233 及び p250 以降に記載しておりますとおり、「本配慮書は、配慮書手続の趣旨である、事業計画を検討する早期の段階における重大な環境影響の回避、低減の検討が不十分であり、事業の実施に伴う動物、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。」との指摘を真摯に受け止め、「事業実施想定区域」の選定経過について、第5章に補足説明として追記しました。</p> <p>また、「事業計画の再検討」については後述の各論を踏まえ、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行ってまいります。</p> <p>眺望景観については、方法書以降の手続きにおいて、現地調査等により各眺望点の主要な眺望対象を把握し、風力発電機が主要な眺望方向に介在するかどうかを分析するとともに、眺望点の利用状況も踏まえ、主要な眺望景観の視覚的な変化について、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、風力発電機の配置、基数及び機種等の事業計画の見直しも含めて検討し、眺望景観に重大な影響を及ぼす範囲を対象事業実施区域から除外する等、景観への影響を可能な限り回避・低減してまいります。</p> <p>騒音及び風車の影については、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行ってまいります。その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、騒音及び風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減するよう配慮いたします。</p> <p>鳥類については、今後の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への影響について、専門家等からの助言を踏まえた上で、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減するよう配慮いたします。</p> <p>また、累積的影響については、本事業は渥美風力発電施設に隣接し、累積的影響が懸念されることから、騒音、超低周波音、風車の影、動物(鳥類)及び景観について、既設発電所の情報の収集に努め、本事業との累積的影響について調査、予測及び評価を行ってまいります。</p>

第 2-1 表 (12) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 8)

一般の意見	当社の見解
<p>(前頁より) ...事業計画を再検討すること。...騒音及び超低周波音、風車の影、動物並びに景観に関して本事業との累積的な影響が懸念される。...風力発電機をできる限り住宅等から隔離するなど、生活環境への影響に配慮した事業計画とする」と指摘している。</p>	
<p>2. 事業計画の見直しを早く 配慮書に対して、環境大臣から「事業計画の大幅な見直し」、愛知県知事から「事業計画を再検討すること」と決定的な指摘を受けながら、「第 5 章に補足説明として追記しました。なお、現地調査及び予測の結果を踏まえ、風力発電機の基数等については規模の縮小も含めて検討します。」p233 と、今後の予測結果を踏まえて規模縮小も含めて検討するだけというような姿勢は許されない。これだけの指摘を受けたのだから、方法書を拙速に作るのではなく、まず事業の廃止も含めて、渥美風力開発株式会社として事業計画の見直しをし、その内容を公表すべきである。</p>	<p>経済産業大臣意見「(2) 事業計画の見直し」への事業者回答に記載しましたとおり、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行ってまいります。 本方法書以降の現地調査とその結果、予測および評価を踏まえ判断してまいります。</p>

第 2-1 表 (13) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 8)

一般の意見	当社の見解
<p>3. 印刷・ダウンロードもできない</p> <p>方法書が 2020 年 2 月 3 日から縦覧されているが、方法書の目次の後に“注意事項 ※なお、印刷及びダウンロードはできません。方法書の著作権は事業者等が所有しています。「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。”とあり、確かに印刷もダウンロードもできず、単に縦覧できるだけである。こうした些末なことで、住民意見を聞く気がないなどの批判を受けないように、即刻ダウンロードでき、印刷できる設定とすべきである。また、縦覧期間が過ぎても見られるようにすることなら、すぐにできることである。環境省は、法に基づく縦覧期間が終了した環境影響評価図書について、事業者の協力を得て掲載することとし、印刷・ダウンロードはできないが、すでに、(仮称)大高山風力発電事業(準備書)、伊万里市における風力発電事業(配慮書)、(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業(配慮書)、(仮称)えりも風力発電事業(方法書)などが、環境影響評価情報支援ネットワークに公開されている。http://www.env.go.jp/policy/assess/3-2search/tosholist/index.html</p> <p>他の環境影響評価事業では全て印刷・ダウンロードができるが、発電事業だけがこうした秘密主義をとっている。2013.8.6 の西名古屋火力評価書で「図書の無断複製、無断引用等の著作権や知的財産に関する問題が生じないよう留意する必要がある」であったが、2016.12.22 武豊火力準備書では、コピーや印刷は不可の理由が「目的外利用」に変わった。準備書での見解は“当社が「著作権」を有しており、環境の保全の見地からの意見書作成という目的以外での利用を防止するため...コピーや印刷は不可とさせて頂きました。...目的外利用の例としましては、環境影響評価図書のノウハウ集の発行や、環境影響評価図書の図面・地図等の無断複製、引用等を懸念しております。”とあるが、目的外利用の具体的事例があったのなら示すべきとの意見には正確に答えていない。なお、著作権侵害により名誉棄損や金銭被害があれば、著作権者として事業者が侵害行為の差止・損害賠償・名誉回復・不当利得の返還の措置の請求をすればよく、また、侵害者を処罰したければ告訴する制度になっており、余分な心配をして住民の意見書作成目的を妨害するような「印刷不可」という姿勢の継続をやめるべきである、と指摘した。こうした経過があるため、トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業の配慮書に対しても、愛知県知事意見で“方法書以降の図書の作成...インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民との理解促進及び利便性の向上に努めること。”と厳しく具体的に指摘された。それに対する、事業者の見解は“図書の一部について印刷できるようにする”と一見素直に対応したかのような表現であるが、印刷できるのは 6 ページの「方法書のあらまし」だけであり、「方法書(本編)」はもとより、「概要」さえ相変わらず印刷できない。これがその実態であった。</p>	<p>縦覧場所における図書については、公告で示した縦覧期間終了後も意見募集締め切り時まで閲覧可能といたしました。なお、著作権の関係上、印刷を不可とさせて頂いております。また、インターネットの利用により公表する図書の閲覧は縦覧期間のみとさせて頂いておりますが、地域住民から問い合わせのあった場合は個別に対応いたしました。</p>

第 2-1 表 (14) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 8)

一般の意見	当社の見解
<p>4. 累積的な影響</p> <p>環境大臣から「他事業者による複数の風力発電所が稼働中...累積的な影響について、調査、予測及び評価を行うこと」と指摘され、知事からも「騒音及び超低周波音、風車の影、動物並びに景観に関して本事業との累積的な影響が懸念される。...風力発電機をできる限り住宅等から隔離するなど、生活環境への影響に配慮した事業計画とする」と指摘されているが、実質的には計画の拒否である。</p> <p>方法書の“対象事業実施区域周辺における他事業”p19では、北に隣接して渥美風力発電所 5 基、3km 北に 2 基があり、その間に中部電力が計画中の渥美風力発電所 2 基がある。また、渥美半島の尾根に渥美グリーンパワー渥美風力発電所 4 基、伊良湖風力発電所 1 基がある。これらの風力発電施設の累積効果で、有名な渥美半島先端のサシバの渡り、オオムラサキの渡りが壊滅的な影響を受け、騒音、超低周波音、風車の影、動物、景観の全てに影響を及ぼすため、環境大臣、知事の意見を待つまでもなく、今回の事業計画には反対である。</p>	<p>騒音及び超低周波音、風車の影、動物、景観については、調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は低減できるよう努めます。</p> <p>サシバの渡りについては渡り鳥の調査において、調査、予測及び評価を実施し、チョウ類の渡りについても渡り鳥の調査時において確認に努め、必要に応じて予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は低減できるよう努めます。</p> <p>また、本事業と他事業の累積的な影響については、方法書に記載のとおり、騒音、低周波音、風車の影、動物、景観について、隣接する既設風力発電施設も含めて現地調査を実施すること等により累積的な影響を予測することとしております。</p>
<p>5. バードストライク調査が必要</p> <p>p192 計画段階配慮事項の調査、予測を基にした評価結果で“主にサシバ、ハチクマの渡り経路が確認されているが、以下に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価する。”として“動物...サシバ、ハチクマ等の猛禽類...生息状況を調査し...影響予測を行う。...ガン・カモ・ハクチョウ類や小鳥類等の渡り鳥の移動ルートにも留意し...予測を行う。”と当たり前のことしか考えていないが、既設の渥美風力発電所 7 基、渥美グリーンパワー渥美風力発電所 4 基、伊良湖風力発電所 1 基、中部電力が計画中の渥美風力発電所 2 基があり、これらの風力発電施設の累積効果を防止するため、稼働している 3 か所の既設風力発電所での、バードストライク状況について調査し、その概要を追加し、季節別回数、鳥類名等を示すべきである。特に、“ノスリ、サシバ、ハチクマ...渡りルートが確認されている”p51 ため、その経路上に設置されている伊良湖風力発電所、渥美グリーンパワー渥美風力発電所について、バードストライクが確実に起きていると想定されるので、慎重にかつ詳細な調査が必要である。</p>	<p>本事業と他事業の累積的な影響の予測については、隣接する既設風力発電施設も含めて現地調査を実施することにより累積的な影響を予測いたします。なお、累積的な影響の予測に当たっては、既設風力発電所における情報についても可能な限り参考といたします。</p>

第 2-1 表 (15) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 8)

一般の意見	当社の見解
<p>6. 保安林をつぶす事業計画の再検討</p> <p>知事意見のとおり、事業予定地は保安林に指定されており、区域内には「飛砂防備保安林」の看板が見られ、その東側一帯はキャベツなどが植えられ、優良な農地になっている。このようなところの「保安林」を解除できるはずがない。森林法第 26 条（解除）では、「指定の理由が消滅したとき…解除しなければならない。」とあるが、飛砂の防備による国土の保全、農地の保護という理由が消滅することはない。</p> <p>または「公益上の理由により必要が生じたときは…解除することができる。」としているが、保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて昭和 45 年 6 月 2 日最終改正：平成 29 年 3 月 29 日 28 林整治第 2541 号では、第 2 保安林の解除について、「2 公益上の理由：…「公益上の理由により必要が生じたとき」とは、保安林を次に掲げる事業の用に供する必要が生じたときとするものとする。</p> <p>ア 土地収用法その他の法令により…、国等が実施するもの</p> <p>イ 国等以外の者が実施する事業のうち、別表 3 に掲げる事業に該当するもの</p> <p>ウ ア又はイに準ずるもの</p> <p>別表 3 国等以外の者が実施する事業</p> <p>14 電気通信事業法（認定電気通信事業）、15 放送法（放送設備）、16 電気事業法（一般送配電事業又は送電事業の用に供する電気工作物）、17 発電用施設周辺地域整備法（規定する発電用施設：法の定義では、原子力発電、水力発電、地熱発電、火力発電施設（沖縄県の区域に設置されるものに限る。）、核燃料物質の再処理施設）。</p> <p>つまり、<u>風力発電施設は公益上の理由により保安林解除はできない。</u></p> <p>保安林の解除はありえない。こうした意味で知事も事業計画の再検討を求めているはずである。</p>	<p>保安林の解除については、平成 2 年 6 月 11 日に林野庁長官より発出された 2 林野治第 1868 号の第 2 の 2 に記載されている通り、「保安林の指定の目的並びに国民生活および地域社会に果たすべき役割の重要性に鑑み、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とする」とされており、</p> <p>本計画においては上記を踏まえ、関係機関と十分に協議のうえ、検討してまいります。</p>

第 2-1 表 (16) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 8)

一般の意見	当社の見解
<p>7. 作業許可の範囲内ではない</p> <p>事業計画の見直しに関する知事意見への見解で“第 5 章に補足説明として追記しました。”p233 とあり、保安林については“関係機関との協議により、保安林解除まで必要とせず、作業許可基準の範囲内に留まるみこみである。”p238 としているが、森林法令、関係通知を確認しても、風力発電施設の設置が作業許可基準の範囲内とは読み取れない。協議した関係機関を明らかにし、どのような根拠でそうした判断をしたのかを明記すべきである。</p> <p>森林法第三十四条（保安林における制限）第 2 項「保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。」として 五 軽易な行為であって農林水産省令で定めるものをする場合、六 その他農林水産省令で定める場合とされ、森林法規則 62 条では「一 造林又は保育のためにする地ごしらえ、下刈り、つる切り又は枝打ち、二 倒木又は枯死木の損傷、三 こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木の損傷」で関係なく、森林法規則 63 条では「一 国又は都道府県が保安施設事業...地すべり防止工事...山崩壊防止工事、二 法令...により測量、実地調査又は施設の保守、三 自家の生活の用...下草、落葉又は落枝を採取する、四 学術研究の目的...下草、落葉又は落枝を採取する、五 国有林を管理する国の機関が...当該国有林の区域内においてする場合」と限定されており、森林法では風力発電施設の設置のためには土地の形質の変更をしてはならないとしか理解できない。</p> <p>また、森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について（平成 12 年 4 月 27 日、最終改正平成 25 年 4 月 1 日付け 24 林整治第 2725 号）では、「(2) 許可申請の適否の判定：ア 申請に係る行為が次のいずれかに該当する場合には、法第 34 条第 2 項の許可をしないものとする。ただし...別表 4 に掲げる場合は、この限りでない。」と、基本的には法第 34 条第 2 項の許可をしないこと、ただし別表 4 はこの限りではないとして法を緩めた処理基準がされているが、その別表 4 では、1 森林の施業・管理に必要な施設、2 森林の保健機能の増進に資する施設、3 森林の有する保安機能を維持・代替する施設と常識的な施設が掲げられ、4 その他として「② 変更行為に係る区域の面積が 0.05 ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね 1.5 メートル未満の点的なものを設置する場合。（例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等）</p> <p>ただし、区域内に建築物を設置するときには、<u>建築面積が 50 平方メートル未満</u>であって、かつ、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限り」とされ、せいぜい、電柱、送電用鉄塔の設置程度しか想定していない。</p>	<p>保安林内の作業に関しては、森林法第 34 条 2 項に記載の通り、「都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない」ことになっておりますが、【最終改正】平成 25 年 4 月 1 日付け 24 林整治第 2725 号、「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」の別表 4 「保安林の土地の形質の変更行為の許可基準」区分 4 「その他」の項目にございますとおり、可能であると考えております。</p> <p>本計画に置きましても、作業許可の範囲で可能か否かを関係機関と協議しながら検討していく予定です。</p>

第 2-1 表 (17) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 8)

一般の意見	当社の見解
<p>8. 保安林内に風力発電機設置ではないのか</p> <p>p161 保安林の指定状況に対象事業実施区域が図示してあるが、風力発電機が西側の海岸沿いにして、保安林の区域から除外してある。同様に“第 3.1-33 図 重要な自然環境のまとまりの場”p90でも風力発電機は保安林から除外してある。これは事業計画とも異なり、方法書の中で齟齬がある。</p> <p>例えば、“第 2.2-5 図 (1) 造成・基礎工事及び添付工事及び緑化工事 (予定: 建設中)”p12、“第 2.2-5 図 (2) 造成・基礎工事及び添付工事及び緑化工事 (予定: 供用後)”p13 では、道路から上 (東側) は全て保安林の緑となっており、保安林の中に発電機、風車組立ヤードを設置する計画となっている。また“海岸用地から保安林までの概略断面図”として“第 2.2-9 図対象事業実施区域の断面図 (例)”p16でも道路から右 (東側) が全て保安林となっており、約 240m が実施区域となっている。</p> <p>なお、この疑問を確認するためだけで、WEB 縦覧で、ひととおり見た後で、3 章を開いて保安林の指定図等を確認し、写真を撮り、3 章を閉じて、1 章を開き、事業計画では保安林内に発電機を設置する計画であることを確認し、写真を撮るということを繰り返す。縦覧後に WEB 縦覧は削除されるので証拠として写真を撮っておくことまでも必要となる。</p> <p>印刷・ダウンロードができないということは、こうした不便で煩雑な作業を繰り返すことになる。しっかり分析しようという気概をそぐような仕組みは改めるべきである。</p>	<p>風力発電機の位置につきましては、p3 に記載しましたとおり、「現段階のものであり、今後の検討により変更することがある」としています。その点を踏まえ、ご指摘の図 2.2-5 については (予定) を、図 2.2-9 については (例) を、それぞれ追記しております。</p> <p>図書の印刷・ダウンロードにつきましては、著作権の関係上、印刷を不可とさせていただいております。また、インターネットの利用により公表する図書の閲覧は縦覧期間のみとさせていただいておりますが、地域住民から問い合わせのあった場合は個別に対応いたしました。</p>

第 2-1 表 (18) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 8)

一般の意見	当社の見解
<p>9. 配慮が必要な宿泊施設、住宅が消された</p> <p>p174 騒音及び低周波について“事業実施想定区域及びその周囲において、配慮が特に必要な施設等を抽出した。”として、環境保全上配慮すべき施設(学校)、配慮が特に必要な施設(医療機関)、配慮が特に必要な施設(福祉施設)とあるが、3.2 社会的状況で調査した事実と異なり、宿泊施設が削除されている。“3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況”には“環境保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設、宿泊施設等があげられる。”p116 として、それぞれの名称が挙げられ、宿泊施設としては 10 施設明示してある。この現況調査を無視した 4.3 調査、予測及び評価の結果を信用するわけにはいかない。例えば、3.2 社会的状況の調査では、敷地南端の発電施設から南側 0.7km に宿泊施設“ザグランリゾート伊良湖”、約 1.0km に“シーサイド伊良湖”が存在するが、4.3 調査、予測及び評価の結果では、全く無視している。</p> <p>また、3.2 社会的状況の調査では、敷地南端の発電施設から南側 0.6km に住宅が存在しているが p117、4.3 調査、予測及び評価の結果では、その住宅が無いことになっている p175。これは明らかに調査結果の偽造である。県環境審査会の慎重な審議を求める。</p> <p>なお、事業実施想定区域検討過程 2 では、田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドラインによる制約として、この存在を無視された住宅から 600m の円弧が描かれており p242、事業実施想定区域の南端が削られている。この段階までは 600m 地点での住宅が存在していた。それにも関わらず、最終の評価の段階で存在を消し去るのは悪質な行為である。</p> <p>さらに、その北側、敷地南端の発電施設から南側 0.2km には「創価学会渥美会館」があり、集会室、研修室のような役割を持つと考えられるが、環境保全についての配慮が特に必要な施設から除外した理由を記載すべきである。</p>	<p>配慮が特に必要な施設については、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、平成 31 年)において、配慮が特に必要な施設等として、「学校、保育所、病院、診療所」との記載があることから、これらを対象に設定しました。</p> <p>配慮書手続きにおいて、配慮が特に必要な施設等に宿泊施設を位置づけるよう、ご指導があったことから、方法書の 3.2 社会的状況において、宿泊施設を追加しており、無視してはおりません。</p> <p>また、南側 0.6km に位置する住宅については、配慮書段階では既存資料から判断できませんでしたが、それ以降の現地確認において存在を確認したため、方法書において追加整理したものであり、調査結果の偽造ではありません。</p> <p>p.174 に記載の内容は、方法書にも記載しておりますとおり、配慮書時点の内容であり、宿泊施設、住宅を意図的に削除したものではありません。</p> <p>p.242 に記載の内容について上述の内容と同様に、方法書時点で把握した状況を反映したものであります。</p>

第 2-1 表 (19) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 8)

一般の意見	当社の見解
<p>10. 田原市のガイドラインは守れるのか</p> <p>p147 田原市環境基本条例、田原市環境保全条例、田原市環境保全計画が紹介してあるが、「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」（田原市平成 28 年）を追加し、その内容を明記すべきである。騒音の評価 p179 に引用しているほど重要なガイドラインである。</p> <p>「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」では、建設等に当たっての基準として「住宅等と当該風力発電施設等との距離が、...600m 以上とする。」とあるので、南側 0.6km という住宅は、km 単位ではなく、m 単位で正確に確認し、このガイドラインの建設等に当たっての基準に適合するのかを慎重に検討すべきである。</p>	<p>「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」の内容を遵守し、建設等に当たっての基準に適合するよう検討いたします。</p> <p>なお、本ガイドラインの内容については、方法書の p.159 に記載しております。</p> <p>ご指摘を踏まえ、住宅と当該風力発電施設等との距離については、準備書において、m 単位での記載に修正いたします。</p>
<p>11. 対象事業の目的及び内容</p> <p>p3 “対象事業実施区域の面積は約 42.8ha (=約 244m×約 1743m+道路拡幅箇所 3 か所約 3000m²) である。”として、実施区域図 p4~6 でも発電施設と 3 か所の道路拡幅箇所が示してあるが、増設予定の変電設備と送電線位置が予定という理由で面積に含めないのはおかしい。特に地中送電線は延長が約 3km あるため p10、その幅員と深さを示して、掘削土量がかかるようにして事業実施区域に含めるべきである。</p> <p>また、道路拡幅箇所 3 か所はなぜ必要なのかの説明を追記すべきである。</p>	<p>環境影響評価法においては、発電用のもの（とそれにかかわる工事）を対象とするため、変電及び送電用のものについては評価対象となりません。</p> <p>道路拡幅の理由につきましては、大型部品を搬送するために拡幅が必要と考えており、その旨、p.12「大型部品の輸送ルートについては、一部拡幅（一時的な鉄板敷設、ガードレール撤去等）する予定である」と記載しております。</p>
<p>12. p7 風力発電機の概要で、定格出力 3200~3600kW、ブレード枚数 3 枚、ローター直径 103~105m、ハブ高さ 72.5~85m と範囲で示してあり、その巨大さをうかがわせるが、定格回転数、カットイン風速、カットアウト風速などを明記すべきである。定格回転数により、発生する低周波音の基本周波数が判明するし、カットイン風速、カットアウト風速を年間の風速分布と照らし合わせて、騒音、低周波音が発生する総時間が判明するため、重要な施設要素である。</p>	<p>風力発電機の機種については検討中の段階であるため、諸元については準備書にてお示しいたします。</p>
<p>13. p7 風力発電機の概要が示されているが、台風（強風を含む）・地震・津波による揺れ、倒壊などの問題について、環境影響評価の対象項目外とはいえ、検討し関係者が安心するように対応すべきである。</p> <p>現に、日本で台風、強風、落雷による塔の倒壊や羽根（ブレード）の破損が発生しているの、特に田原市内の細谷発電所の 2014 年 2 月ブレード 1 枚破損の事例などを紹介し、安全対策を記載した 1 項目を設けるべきである。</p>	<p>風力発電機については、法令に定められた設計基準を満たすよう設計し、維持管理については、地域のみなさまにご安心いただけるよう、十分に検討し、適切な維持管理を行ってまいります。</p>
<p>14. p7 変電設備、送電線が既設の渥美風力発電所の変電設備、送電線に隣接位置で検討中とあり、図 2.2-4 変電設備等位置図（予定）で増設予定位置が示してあるが、工事工程 p11 では、2022 年 12 月から、造成・基礎工事、送電線工事、変電所工事、などは同時に開始し 13 ヶ月で終了する予定になっている。準備書までには確定して環境影響評価の対象とすべきである。</p>	<p>環境影響評価法においては、発電用のもの（とそれにかかわる工事）を対象とするため、変電及び送電用のものについては評価対象となりません。</p>

第 2-1 表 (20) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 8)

一般の意見	当社の見解
<p>15. p9 基礎構造図が第 2.2-3 に示してあり、施設基礎は 18×18×3.6m で約 1200m³、6 基、合計で 7200m³あり、“最も多い時期における車両台数（ミキサ一車台数）は 1 日当たり概ね 200 台程度を予想している。”p12 とあるが、1 日 200 台ということは、1 時間 30 台つまり 2 分に 1 回ミキサ一車が通るという事態である。これを緩和するため、まず、全体の運搬量を明記すべきである。そのうえで、他に土石搬出トラックが工事工程 13 ヶ月にどのように配分されるのか。工事工程を伸ばして、交通量を平準化することを検討すべきである。</p>	<p>全体の運搬量については、事業計画の熟度が上がる準備書段階においてお示しいたします。 その上で、工事車両の交通量を可能な限り平準化し、環境影響を可能な限り回避又は低減できるよう努めます。</p>
<p>16. p17 残土について“造成工事中の切土に伴う発生土は、可能な限り、埋め戻し、盛土及び敷き均しに利用するが、残った発生土については、対象事業実施区域外へ搬出する計画である。”とあいまいな計画であるが、まず発生土がどれだけあるかを示すべきである。また、ほとんど可能性のない埋め戻しを記載するようなことは避け、盛土を考えているなら、その位置・規模を記載すべきである。 さらに、造成工事中の切土だけではなく、送電線（約 5km）の埋立工事の発生土についてもその処理方法、事前の土壌調査を明記すべきである。</p>	<p>詳細計画は準備書以降に決めていく予定としております。そのため p.7「発電所の設備の配置計画は今後の現地調査の結果、関係機関並びに地権者との協議や許認可等を踏まえ決定します」、その上で、p.17 (4) 土地利用に関する事項「今後の風況調査や環境調査を踏まえて、改変区域を検討する際には、関係機関と協議の上、既存道路を有効に活用し、土地改変及び樹木伐採の最小化を図る等、可能な限り改変面積を小さくするよう検討する」と記載しました。</p>
<p>17. p20 3 章の周囲の概況で、大気環境で気象の状況が示してあるが、地域気象観測所の概要で、伊良湖観測所で降水量も調査しているので、その分析をして、工事中の排水を 4m 四方の沈砂池だけで雨水が流出おそれはないのか検討すべきである。</p>	<p>準備書以降、発電機の設備の配置計画が決まることに併せて具体化する予定としております。</p>
<p>18. p32 騒音の状況で、“騒音に係る苦情の発生状況”は“「2019 環境に関する報告書（平成 30 年度の環境状況）」（田原市、令和元年）によると、平成 30 年度の騒音に係る公害苦情の受理件数は田原市では 5 件である。”と単年度の単なる数値しか記載されていないが、まず、騒音として、内訳に「うち低周波」があり、平成 20、21、23、24 年度に各 1 件の低周波苦情があり、平成 27～30 年度はゼロだという経年変化を示し、そのうえで、当時の低周波苦情の原因が風力発電機ではなかったのか、騒音苦情にも風力発電機が原因だったものは無いかなどの聞き取り調査等をすべきである。 また、風力発電に関する苦情の全国的調査をし、教訓等を把握し環境影響評価に生かすべきである。2010 年 3 月 29 日環境省報道発表では“風力発電施設に関して低周波音の苦情が寄せられていることから、環境省は... 調査を行いました。...田原市の苦情者宅内（風力発電設備 [1500kW] からの距離：約 350m）では、稼働・停止による騒音・低周波音の変化が測定されるとともに、風力発電設備の近傍測定点で観測された 160～200Hz に特徴のある騒音が測定されました。”とある。 さらに、環境省が 2012 年度に出した調査報告「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書 平成 23 年 6 月」3.風力発電事業による環境影響の状況では、“2010 年 4 月 1 日時点で環境省...アンケート調査...、回答があった 389 か所の風力発電所のうち、騒音・低周波音に関する苦情が寄せられたか、要望書が提出されたことがあるものは 64 か所であった。”という全国的状況も追加すべきである。</p>	<p>過去の騒音苦情の情報などご提供いただきありがとうございます。ご提供いただきました情報も参考に、今後、環境影響評価を進めていくなかで適切に対応させていただきます。 騒音苦情の原因について、田原市に確認いたします。 なお、本事業では、風力発電機の騒音・低周波音の影響を低減するために「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」に従い、風力発電機から 600m の範囲内に配慮が特に必要な施設が含まれないよう風力発電機の配置を検討しております。 また、苦情については、事業実施区域及びその周辺の概況を記載しておりますので、全国の状況についての記載はしておりません。 ただし、ご指摘いただいております全国での苦情件数なども認識はしておりますので、それらも踏まえ、丁寧に調査のうえ、予測評価を行ってまいります。</p>

第 2-1 表 (21) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 8)

一般の意見	当社の見解
<p>19.p39 地下水の水質で“伊良湖町では、過去の現況調査で汚染が判明した井戸について硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の定期モニタリング（継続監視）調査が行われており、平成 29 年度は 42mg/l と環境基準値を大きく超過していた。”とあるが、まず、その出典を明らかにすべきである。</p> <p>概況調査の結果は出典の「地下水の水質調査結果（平成 28 年度調査結果）（愛知県 HP、閲覧）」ということで理解できるが、大事な継続監視調査（県公表）は、平成 18 年度に田原市伊良湖町で 34mg/l の汚染が判明し、平成 19 年度には 20mg/l となっているが、平成 20 年度から個別データが削除され、例えば平成 29 年度の継続監視調査は 83 地点中 58 地点が環境基準を超過というようにまとめた形でしか確認できない。</p> <p>また、その地点が計画地とどの程度離れているかが理解できるように住所と地図を追記すべきである。一般には公表されていない測定値が入手でき、田原市の環境に載せるのだから、位置ぐらいは入手し計画地から何 km 離れているというような表現で記載すべきである。造成工事に伴う排水や掘削土からの浸出水に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が含まれるおそれを判断できるようにすべきである。</p>	<p>出典は、「地下水の水質測定結果」（愛知県 HP、閲覧：令和元年 11 月）となり、準備書に明記いたします。</p> <p>なお、愛知県の 2018 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果には、巻末にメッシュ地図と調査地点が掲載されており、離隔距離は概ね 3km 程度となっております。</p>

第 2-1 表 (22) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 8)

一般の意見	当社の見解
<p>20.pl24 第 3.2-21 表 (3) 騒音に係る環境基準 (幹線交通を担う道路に近接する空間) が掲げているが、これだけでは、具体的当てはめができない。次の第 3.2-21 表 (4) 騒音に係る環境基準の地域の類型の指定 (田原市・南知多町) のように、“幹線交通を担う道路”とはどの道路であり、“道路に近接する空間”とはどの範囲をいうのか、明記すべきである。</p> <p>なお、環境基準の告示には定義がないが、環境省の通知 (平成 13 年 1 月 5 日 環大企 3 号) 「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」で、問題はあるものの、次のようにされている。</p> <p>4 「騒音に係る環境基準について」の第 1 の 1 中「幹線交通を担う道路」とあるのは、次に掲げる道路をいうものとする</p> <p>(1) 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道 (市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。)</p> <p>(2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則 (昭和 44 年建設省令第 49 号) 第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。</p> <p>5 「騒音に係る環境基準について」の第 1 の 1 中「幹線交通を担う道路に近接する空間」とあるのは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。</p> <p>(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル</p> <p>(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル</p> <p>特に、大気環境の調査位置 (騒音等) p299 の“沿道 1”は、県道でもないため、どの環境基準を当てはめるかを明記すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道であり、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル、(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートルと考えております。</p> <p>上述を踏まえ、沿道 1 については、騒音に係る環境基準 (道路に面する地域) のうち、「B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域」の環境基準が当てはまるものと考えます。</p> <p>準備書において、上述の内容について追記いたします。</p>

第 2-1 表 (23) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 8)

一般の意見	当社の見解
<p>21. p124 騒音の環境基準だけが掲げられているが、施設稼働の騒音の評価を“「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省平成 29 年）」との整合性も評価する”p293 とあるので、残留騒音の意味、<u>指針値は残留騒音+5dB</u>。ただし、下限値 40dB（静穏を要する地域は 35dB）などを説明すべきである。</p>	<p>p.124 については、環境基準に関する情報を整理した章であります。ご指摘の指針値については準備書における評価において記載いたします。</p>
<p>22. p176 第 4.3-2 表 配慮が特に必要な施設等との位置関係（騒音・低周波音及び風車の影）で、住宅等が 0.8km とあるが、これは事業予定地東側の住宅であり、3.2 社会的状況の調査では、敷地南端の発電施設から南側 0.6km に住宅が存在している p117 ことを隠した虚偽のまとめであり修正すべきである。</p>	<p>「9.」の回答と同様であり、虚偽のまとめではありません。 なお、「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」に従い、風力発電機から 600m の範囲内に配慮が特に必要な施設が含まれないよう風力発電機の配置を検討しております。</p>
<p>23. p179・p181 騒音・低周波音及び風車の影の評価結果“配慮が特に必要な施設等までの最短距離は、住宅等が 0.8km”p179 も、敷地南端の発電施設から南側 0.6km に住宅が存在している p117 ことを隠した虚偽のまとめであり直ちに修正すべきである。 また、“「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン（田原市平成 28 年）」に示されている、風力発電機から 600m 以内の範囲には配慮が特に必要な施設等はない。”の表現も修正すべきである。 さらに、ここで使っているのは事業予定地からの距離であり p175、<u>風力発電機から 600m 以内</u>という判断はできないはずである。</p>	
<p>24. p219 景観の評価で“主要な眺望点の主展望方向や主展望対象、眺望点の利用状況を踏まえて、風力発電機の配置を検討する”という、可能性もない発電機の配置を第 1 に掲げているが、配慮書に対する知事意見で「騒音及び超低周波音、風車の影並びに景観への影響について...風力発電機の離隔を考慮すると配置を検討する余地がほとんどないと考えられることから、これらの影響が懸念される。...事業計画を再検討すること。」と指摘されたことを忘れたかのような措置とは考えられない。</p>	<p>p219 に記載の内容については、配慮書時点のものであり、配慮書以降に見直した内容ではありません。 準備書以降の手続きにおいて、調査、予測及び評価を実施し、風力発電機の配置の再検討も含めて環境保全措置を検討いたします。</p>
<p>25. p272 環境影響評価の項目の選定で、発電所アセス省令に定める参考項目のうち、建設機械の稼働に伴う振動を選定しないとして、その理由が 20 行に渡って記載してあるが p276、“基準点振動レベルを仮定して、振動レベルを算出した結果、...30m 離れば...55dB を十分に下回る。...敷地境界からの離間は 30m は確実にとられると想定...最寄りの住宅等までは約 50m 離れている...道路の拡幅工事等...一部に限られ...振動レベルの計算結果からも振動の影響は極めて小さいものと考えられる。”p276 と、算出した結果とか、計算結果も示さず、評価をしているが、こうした内容は環境影響評価の項目に選定し、その予測方法、結果、評価について実施すべきである。</p>	<p>明らかに影響が極めて小さいと考えられるため、簡易的な試算結果を示して説明しており、評価項目として選定し、予測評価を行う必要はないと考えておりますが、試算条件が過小評価ではないことを準備書で再度確認することといたします。</p>

第 2-1 表 (24) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 8)

一般の意見	当社の見解
<p>26. p272 環境影響評価の項目の選定で、発電所アセス省令に定める参考項目のうち、造成等の施工による一時的な影響に伴う水質（水の濁り）を選定しないとして、11 行に渡り“東側...平坦...西側...約 1.5~2m 高い道路...海域に流出することはない。...コンクリート打設時には遮水壁を設け...排水する際にはタンクに貯めた後、中和処理を行う等の対策をとることから、選定しない。”p276 とあるが、東西の断面図、降水量、コンクリート打設時の中和処理等の内容を環境影響評価の項目に選定し、その予測方法、結果、評価について実施すべきである。</p>	<p>掘削時の濁水及び降雨時の雨水については、選定しない理由に記載したとおり、「対象事業実施区域及びその東側の地域は平坦であり、事業実施区域周辺に河川等が存在しないことから、河川等に濁水が流入するおそれはない。また、対象事業実施区域の西側は、「第 2.2-9 図対象事業実施区域の断面図」に示すとおり、対象事業実施区域と海岸用地の間に、約 1.5~2m 高い道路が存在することから、濁水や雨水が道路を越えて海域に流出することはない。なお、コンクリート打設時には遮水壁を設け、事業実施区域外の流出を防止した上で、排水する際にはタンクに貯めた後、中和処理を行うこと等の対策をとるため」予測評価を実施する必要はないと考えております。</p>
<p>27. p272 環境影響評価の項目の選定で、発電所アセス省令に定める参考項目のうち、放射線の量について、“対象事業実施区域及びその周囲においては、空間放射線量率の高い地域は確認されていないため、...選定しない”p277 とあるが、愛知県で空間放射線量率を測定しているのは、環境調査センター（名古屋市北区）、環境調査センター東三河支所（豊橋市）、西三河県民事務所（岡崎市）、一宮市木曾川消防署大気測定局（一宮市）、新城設楽建設事務所設楽支所（北設楽郡設楽町）の 5 か所だけであり、渥美半島先端の測定はされていない。それにも関わらず、空間放射線量率の高い地域は確認されていないという判断は間違いである。測定を 1 回は実施してみるか、少なくとも測定していないので不明であると記載すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、準備書において以下に修正いたします。 「対象事業実施区域及びその周囲において、空間放射線量率の測定は実施されていないが、本事業特性を踏まえ、放射性物質が相当程度拡散または流出するおそれがないことから、選定しない。」</p>
<p>28. p272 環境影響評価の項目の選定で土壌を追加し、沈砂池の掘削工事工、基礎工事の土壌の溶出試験、含有量試験を行い、土壌汚染の状況を確認すべきである。また、基礎工事の土壌調査は発電施設ごとに実施すべきである。そのうえで、評価の手法で「国または地方公共団体による基準または目標との整合性の検討」として、「土壌汚染に係る環境基準」を追加すべきである。</p>	<p>環境影響評価の項目の選定にあたっては、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号）及び「発電所に係る環境影響評価の手引き」（経済産業省、平成 29 年）を参考としており、風力発電事業については、土壌は対象とはされておりません。従い、本事業も一般的な風力発電事業であるため土壌汚染状況の確認は選定項目より外しております。</p>

第2-1表(25) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書8)

一般の意見	当社の見解
<p>29. p276 環境影響評価項目の選定で水質を追加すべきである。</p> <p>環境影響評価の項目の選定で水質（水の濁り）を選定しない理由で“事業実施区域及びその東側の地域は平坦...周辺に河川等が存在しない...河川等に濁水が流入するおそれはない。西側は...海岸用地の間に、約1.5～2m 高い道路が存在...海域に流出することはない。”としているが、河川や海域に流出しないというだけで、東側に存在する優良な畑にどのように影響があるのかについての検討をすべきである。たった2m四方で深さ0.5mの貯水池だけで、容量は2m³しかない。</p> <p>工事中の排水で“掘削時の濁水及び降雨時の雨水は...沈砂池を設置し、基本的に地中浸透させる等、適切に処理を行う。”p16とあるが、過去30年間の田原での年間平均降水量は1600mmほどであり、1基辺り開発面積が1000m²あり、1時間～3時間降水量に対して雨水が流出する恐れはないのか、環境影響評価の項目に選定し、調査・予測・評価・必要な環境保全措置の検討を行うべきである。また、事業計画では掘削時の濁水及び降雨時の雨水しか記載されていないのに、水質（水の濁り）を選定しない理由で“なお、コンクリート打設時には遮水壁を設け、事業実施区域外の流出を防止した上で、排水する際にはタンクにためた後、中和処理を行う等の対策をとることから、選定しない。”とあるが、事業計画に、コンクリート打設時の排水対策を追記し、中和処理後の排水の処理方法も明記すべきである。</p>	<p>選定しない理由に記載したとおり、「対象事業実施区域及びその東側の地域は平坦であり、事業実施区域周辺に河川等が存在しないことから、河川等に濁水が流入するおそれはない。また、対象事業実施区域の西側は、「第2.2-9 図対象事業実施区域の断面図」に示すとおり、対象事業実施区域と海岸用地の間に、約1.5～2m 高い道路が存在することから、濁水や雨水が道路を越えて海域に流出することはない。なお、コンクリート打設時には遮水壁を設け、事業実施区域外の流出を防止した上で、排水する際にはタンクに貯めた後、中和処理を行うこと等の対策をとるため」予測評価を実施する必要はないと考えております。なお、沈砂池は水の濁りの低減を目的としており、その仕様については、第2.2-8 図に（例）と記載しましたとおり、事業の具体化に併せて決めていくこととなります。</p> <p>また、コンクリート打設時の排水対策については、p.16に「なお、コンクリート打設時には遮水壁を設け、区域外への流出を防止する。その上で、排水する際には、タンクに貯めた後、中和処理を行うこと等、適切に処理を行う。」と記載しております。</p>
<p>30. p284 粉じんの評価の手法で“降下ばいじんの参考値である10t/(km²/月)を目標値として設定し、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。”とあるが、これは「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」により、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された、スパイクタイヤを装着せざるを得ない規制値的な値であり、環境基準などとは全く性格が異なっており、このような値を満たしているから問題がないというような結論を出すべきではない。</p>	<p>粉じんについては、環境基準のような基準がないため、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年）において、工事用資材等の搬出入における粉じん等の評価の手法において、整合を図る基準又は目標として、本参考値が記載されていることから目標値として設定しております。</p> <p>なお、粉じんにつきましては、適切な環境保全措置を講じることにより、可能な限り環境への影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>31. p289 騒音（工事用車両等の搬出入）の調査期間等で“現地調査...平日及び土曜日の昼間（6時～22時）に各1回実施する”としているが、平日及び土曜日の夜間はもちろん、日曜・休日も行わなければならない。それとも、工事用資材等の搬出入は平日及び土曜日の夜間や日曜・休日は行わないという事業計画なのか。それなら、その旨を事業内容で明記すべきである。</p>	<p>日曜日の工事用資材等の搬出入は計画しておりません。ご指摘を踏まえ、準備書の事業計画にこの旨記載いたします。</p>

第 2-1 表 (26) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 8)

一般の意見	当社の見解
<p>32. p289 騒音（工事用資材等の搬出入）の評価の手法で、“騒音に係る環境基準について”と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。”とあるが、この環境基準は 3 種類あり p123,p124、どの値を用いるのか不明であり、明記すべきである。そのうえで、予測地点の沿道 1 と沿道 2 に「道路に面する地域」、特例の「幹線交通を担う道路に近接する空間」のどちらを用いて評価するかを明記すべきである。</p> <p>沿道 2 は一般国道 259 号沿線なので「幹線交通を担う道路に近接する空間」、沿道 1 は、県道でもなさそうなので、値の厳しい「道路に面する地域」で評価することになると思われるがその予定なのか。</p> <p>なお、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準（昼間 70dB、夜間 65dB）は、最高裁で確定した広島高裁判決の損害賠償基準（昼間 65dB、夜間室内 40dB）を 5dB を減じた値である。このため、名古屋市の南陽工場設備更新事業の環境影響評価準備書（2019 年 11 月）では、工事関係車両の走行の騒音予測結果は、現地調査結果と同様に、“環境基準”と“環境基準から 5dB 減じた値”が併記してある。</p>	<p>ご指摘のとおり、沿道 1 については「道路に面する地域」、沿道 2 については「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準を用いる予定としておりますが、現地の状況を踏まえ、適切に設定いたします。</p> <p>評価で用いる環境基準については、準備書に具体的に記載いたします。</p>
<p>33. p290 建設機械の稼働に伴う騒音の調査地点が“事業実施区域及びその周囲の 6 地点（騒音 1～6）とする。”とあるが、敷地境界線の調査が欠落している。</p> <p>評価の手法として、騒音規制法に基づく“特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準”との整合性 p291 としているが、この規制基準は「特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85 デシベルを超える大きさのものでないこと」と定められているため、事業実施区域の境界でも現地調査、予測地点ともに追加すべきである。さもないと事業実施区域の境界で 86 デシベルと規制基準を超えていても、集落内の 3 地点では 80～60 デシベルと規制基準の値以下で問題ないという結論が出てしまう。</p> <p>また、予測地点 p291 が“事業実施区域及びその周囲の 6 地点（騒音 1～6）及び敷地境界とする。”とあるが、敷地境界のどこで何地点予測するかを明記すべきである。</p>	<p>敷地境界については工事計画の詳細が確定した時点において予測を実施する予定であり、建設機械騒音の寄与分で予測するため敷地境界での現地調査は行わない予定としております。</p>
<p>34. p292 施設の稼働による騒音の調査地点（予測地点も同じ p293）が“事業実施区域及びその周囲の 5 地点（騒音 1～5）とする。”とあるが、第 7.2-1 図（2）大気環境の調査位置（騒音等）では、凡例で“騒音・低周波音調査地点”とあるのは騒音 1～6 となっている p299。このように不整合のある方法書は作り直すべきである。</p>	<p>騒音 6 については、道路の拡幅箇所を対象として設定した地点であり、建設機械の稼働については調査、予測を実施しますが、施設の稼働については対象としておりません。</p>
<p>35. p294 施設の稼働による低周波音の調査の基本的な手法として、“G 特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンドレベル音圧レベルを測定し”とあるが、いわゆる現況の低周波音を調べるだけでなく、既設風力発電所及び自社工場のそれぞれの発生源から、周波数分析などを実施してどんな成分の低周波音が出ているのかを分析し、集落内にどう影響しているのかを確認するため、調査地点、調査内容を追加すべきである。</p>	<p>現況の騒音測定を実施することにより、隣接する既設の風力発電所の低周波音についても把握できるものと考えております。</p>

第 2-1 表 (27) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 8)

一般の意見	当社の見解
<p>36. p294 施設の稼働による低周波音の調査地点（予測地点も同じ p295）が“事業実施区域及びその周囲の 5 地点（騒音 1～5）とする。”とあるが、第 7.2-1 図(2)大気環境の調査位置（騒音等）では、凡例で“騒音・低周波音調査地点”とあるのは騒音 1～6 となっている p299。このように不整合のある方法書は作り直すべきである。</p>	<p>「34.」の回答と同様となります。</p>
<p>37. p295 低周波音の評価の手法が①～③と記載しているが不十分である。</p> <p>環境省は平成 12 年の測定方法マニュアルの後、平成 16 年 6 月に「低周波音問題対応の手引書 環境省環境管理局大気生活環境室」で低周波音問題対応のための「評価指針」を作成し公表している。「適用範囲は工場、事業場、店舗、近隣の住居などに設置された施設等の固定発生源からの低周波音により、物的苦情及び心身に係る苦情が発生している場合とする。」として、G 特性音圧レベル L_G = 92(dB) と、1/3 オクターブバンド中心周波数ごとに、次の 2 種類（物的苦情、心身に係る苦情）の参照値を示している。これらの評価指針を用いて評価すべきである。</p> <p>ちなみに、名古屋市の富田工場設備更新事業に係る環境影響評価書（2015 年 7 月）では、G 特性音圧レベルを心身に係る苦情に関する参照値 92dB と比較し、1/3 オクターブバンド別の音圧レベルは周波数毎に物的苦情、心身に係る苦情に関する参照値と比較している。</p> <p>例えば、目標の①「超低周波音を感じる最小音圧レベル」との比較で、ISO-7196:1995 とあるが、ここには、「ISO-7196 では、G 特性音圧レベルで平均の人では約 100dB を超えると超低周波音を感じ、G 特性音圧レベルで 120dB を超えると強く感じる」と記されている。このどちらの値をとるかも示していないが、環境省の低周波音問題対応の手引書の評価指針 92dB を大きく緩めた値であり、過小評価となる。</p> <p>②は「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に記載される「建具のがたつきが始まるレベル」とあり、これは、環境省の低周波音問題対応の手引書の表 1 低周波音による物的苦情に関する参照値と同じであり、現時点では妥当なものと考えられる。</p> <p>③は「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」とあるが、これは 40Hz～50Hz が 78dB で最も感じ、10Hz では 105dB、80Hz では 85dB で感じるというものであり、環境省の低周波音問題対応の手引書の表 2 低周波音による心身に係る苦情に関する参照値（40Hz で 57dB、10Hz で 92dB、80Hz で 41dB）を大きく緩めた値であり、過小評価となり、低周波音への苦情が発生する危険性が大きくなる。</p>	<p>ご指摘の評価指針については、留意事項として、「本参照値は、低周波音によると思われる苦情に対処するためのものであり、対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではない。」との記載があることから、現時点では本評価指針としては取り扱わない予定としております。</p>
<p>38. p297 振動（工事用車両等の搬出入）の調査期間等で“現地調査…平日及び土曜日の 6 時～22 時に各 1 回行う”としているが、平日及び土曜日の夜間はもちろん、日曜・休日も行わなければならない。それとも、工事用資材等の搬出入は平日及び土曜日の夜間や日曜・休日は行わないという事業計画なのか。それなら、その旨を事業内容で明記すべきである。</p>	<p>「31.」の回答と同様となります。</p>

第 2-1 表 (28) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 8)

一般の意見	当社の見解
<p>39. p297 振動（工事用車両等の搬出入）の評価を“道路交通振動の要請限度”としているが、これは、振動規制法第 16 条で「限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」という重大事態であり、このような値を満足するから問題ないと評価するような環境影響評価なら必要なくなる。環境基準がないし、規制基準もないが、もっと緩やかでも要請限度で評価しようという姿勢は間違いである。少なくとも、“振動の感覚閾値”とすべきである。</p> <p>すでに名古屋市の南陽工場設備更新事業の準備書（2019 年 11 月）では、工事関係車両の走行に伴い発生する振動についての評価は感覚閾値で行い、「本事業の実施にあたっては、感覚閾値を上回る地点があることから、工事関係車両のエコドライブを徹底する等の環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。」p259 としている。こうした事例を参考とすべきである。</p>	<p>要請限度については、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年）において、工事用資材等の搬出入における振動の評価の手法において、整合を図る基準又は目標として記載されており、そちらを参考といたしております。</p>
<p>40. p300 風車によるバードストライクや移動の障壁について、基本的な文献調査がなされていない。実例、原因究明、防止対策などしっかりと文献調査をして、調査方法を確定すべきである。例えば、風車の羽や支柱に鳥が衝突死したり、風車が並ぶと鳥が回避して移動ルートとして利用できない、モーションスミア現象（猛禽類は回転しているブレードから約 10km 以内に近づくと見えなくなる）を検討する必要がある。</p>	<p>鳥類の調査方法の選定にあたっては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年 1 月、平成 27 年 9 月修正版）等を参考に検討しております。</p> <p>バードストライクの環境保全措置については、風力発電機の機種及び配置が確定した後に、現地調査及び予測の結果を踏まえ、検討してまいります。</p>
<p>41. p300 風車の影の調査地点が、“調査地域内の風力発電機の配置に近い住宅等とする。”予測地点も“予測地域内の住宅等とする。”とあるが、大気環境の調査位置（大気質 p287、騒音等 p299）のように、調査位置図を追加すべきである。これでは地点位置も数もわからず、意見も出せない。</p> <p>また、現地調査で“現地を踏査し、土地利用や地形、建物の配置や植栽等の状況を把握する。”では不十分である。地形には土地の高低差が分かる「標高」を追加すべきである。さもないと水平面での風車の影という非現実的な予測となる。</p>	<p>風車の影は距離が離れば影響時間は少なくなる傾向にありますが、風力発電機と住宅等の位置関係によっては近くても風車の影が全くかからない事も有ります。このため、今後のアセス手続きにおいて風力発電機の配置が決まった段階で太陽の高度・方位及び風力発電機のハブ高さ・ローター径、地形等を考慮した数値シミュレーションを行い風車の影がかかる範囲を把握した上で、調査予測地点を選定いたします。</p>

第2-1表(29) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書8)

一般の意見	当社の見解
<p>42. p301 風車の影の評価が“国内には風車の影に関する目標値や指針値等がないことから、ドイツにおける指針値(実際の気象条件等を考慮しない場合、年間30時間かつ1日最大30分を超えない)を参考に、環境影響を回避又は低減するための環境保全措置がなされているかを評価する。”とあるが、風車の影(シャドーフリッカー)について既存文献調査がなされていない。例えば、諸外国のシャドーフリッカーに対する調査、予測、評価手法、暴露時間の指針値、環境保全措置などは配慮書段階では、国内外を含めてしっかりとした文献調査をし、その結果を今回の調査方法書で示すべきである。</p> <p>また、風車の影の評価手法が“風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会 報告書(資料編)”(平成23年6月環境省)に記載されている諸外国の指針値を見ると、例示されているドイツでは、実際の気象条件等を考慮しない場合で、年間30時間かつ1日30分間を超えないこと、実際の気象条件等を考慮する場合で、年間8時間を超えないこととなっている。また、デンマークでは実際の気象条件等を考慮する場合で、年間10時間を超えないこととあり、実際の気象条件を考慮する場合は8~10時間が指針値とされている。実際の気象条件等を考慮しないというような仮想条件ではなく、実際の気象条件等を考慮して予測を行い、年間8~10時間を評価の指針とすべきである。</p>	<p>方法書に記載の参照値については風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例(環境省総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室、平成25年)を参考に記載しております。</p> <p>なお、上述の参考事例には実気象条件を考慮した場合の指針値に関する記載もあることから、実気象条件を考慮した場合の指針値を参照する事も検討してまいります。</p>
<p>43. p306 動物の予測の基本的な手法で、現地調査の手法及び内容はあまりにもあいまいである。コウモリ調査だけはバットディテクターを使用し音声を録音すると具体的に記載してあることと比べても不十分である。少なくとも、調査方法でどんな観測機器を何台どのように用いるのかを明記すべきである。</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環境省 平成27年9月修正)」では、「従来、目視等による調査では、飛翔高度をはじめ断崖や山陵線からの離隔距離等を精度良く把握することが難しかった。これらは以下に述べる光学機器等によって観測できる。p3-56 携帯型レーザー距離計、測風経緯儀(セオドライト):2地点(原点、補助点)に設置したセオドライトから同時に同じ個体を捕捉することで、空間座標(東西方向、南北方向、高度)を求める。...捕捉作業に入る前に、トランシーバを用いて、羽ばたき、滑翔、旋回等を相互確認しながら、同一個体と判断された後に、捕捉作業を開始する必要がある。」などを参考にすべきである。</p>	<p>現地調査手法については、基本的に使用する機器については記載しておりますが、双眼鏡や望遠鏡等一部記載がない機器もあるため、使用する機器については、準備書にて記載いたします。</p> <p>なお、ご指摘のセオドライトを用いた調査手法については「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年1月、平成27年9月修正版)において、群れの観察や小鳥類の補足・追跡が困難とされていること等より、同手引きに記載されている、目視及び双眼鏡を用いて飛翔高度を記録する手法を選定しております。</p>

第 2-1 表 (30) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解
(意見書 8)

一般の意見	当社の見解
<p>44. p307 鳥類の調査方法として“任意観察調査、ポイントセンサス法による調査”しか示していないが、肉眼、双眼鏡、地上望遠鏡と原始的な機器を用いるだけではないのか。せいぜい任意観察調査では“夜間にも録音機器を併用し鳴き声調査を実施する。”とあるだけである。またポイントセンサス法による調査では“確認位置、確認高度、生息環境等を記録する。”とあるが、正確な位置、飛翔高度を観測はできないため、鳥類の現地調査方法を再検討する必要がある。特に既設風車、計画風車周辺の行動等を綿密に調査し、風車位置の通過例数と割合を調査すべきである。</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省 2015 年 9 月修正）」に準じた調査でなければ、高度が重要な今回の場合は役に立たない。</p>	<p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年 1 月、平成 27 年 9 月修正版）においては、目視及び双眼鏡を用いて飛翔高度を記録する手法も記載されており、飛翔高度の把握が難しい場合は、高度を区分して調査を実施することとされており、これに準じた調査を実施する予定としております。</p>
<p>45. p304 動物の予測の基本的な手法で、“「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省）」に基づき、定量的に予測する。”とあるが、まず、何を予測するかを記載すべきである。衝突確率や年間衝突数等を予測するのではないのか。</p> <p>この手引きには明確な予測式は示されておらず、第 3 章 参考とすべき事項で、3-3 衝突リスク p3-36～で“飛翔頻度と衝突リスクに一定の相関があることが示唆されていた…。回帰式については、飛翔頻度と死亡個体数の分布のばらつきが大きく、また、ケースによって調査結果が異なることが当然考えられるので、実際のリスクの予測の際にはこれらの既存の回帰直線式を安易に引用せず、ケースごとに調査を行うことが肝要である。”として、以下のような様々な図が示されている。これらのどの手法を用いるのか、それとも、ケースごとに調査を行う予定なのか、定量的に予測するという以上、方法書ではその推定方法を明記すべきである。</p>	<p>動物の調査・予測・評価の方法については、p.318～321 に別途整理して記載しております。</p> <p>例えば、鳥類（希少猛禽類、渡り鳥）については年間衝突予測数を算出することとし、予測モデルについても記載しております。</p>
<p>46. p306 哺乳類の捕獲調査は小型哺乳類はシャーマントラップ 20 個、コウモリ類はハーブトラップ及びカスミ網を用いるとあるが、住民等の意見への見解で“捕獲した個体については麻酔をせず、外部計測等は個体に負担をかけない程度で実施し、計測後は放獣いたします。”p225 とあるので、この調査方法で明記すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、調査の内容については、準備書に適切に記載いたします。</p>

第 2-1 表 (32) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書 9) (意見書 9 については、本事業の配慮書に対する環境大臣意見がそのまま添付されておりました。)

一般の意見	当社の見解
<p>1. 総論 (1) 対象事業実施区域の設定 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。</p>	<p>対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、各環境要素毎に留意事項を反映させます。留意事項への対応方針については、方法書第 6 章 6.2.2 「1.方法書以降の手続き等において留意する事項への対応方針」に記載いたしました。</p>
<p>2. (2) 事業計画の見直し 上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の大幅な見直しを行うこと。</p>	<p>上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行ってまいります。</p>
<p>3. (3) 累積的な影響 本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が稼働中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集及び他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が稼働中ですが、このうち本事業は渥美風力発電施設に隣接し、累積的影響が懸念されることから、騒音、超低周波音、風車の影、動物（鳥類）及び景観について、既設発電所の情報の収集に努め、本事業との累積的な影響について調査、予測及び評価を行ってまいります。具体的な調査手法については方法書に記載いたしました。</p>
<p>4. (4) 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないように配慮いたします。</p>
<p>5. 2. 各論 (1) 騒音に係る影響 想定区域及びその周辺には、多数の住居及び医療機関その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、供用時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月環境省）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等を参考に、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行ってまいります。 その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減するよう配慮いたします。</p>

第2-1表(33) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

(意見書9) (意見書9については、本事業の配慮書に対する環境大臣意見がそのまま添付されておりました。)

一般の意見	当社の見解
<p>6. (2) 風車の影に係る影響</p> <p>想定区域及びその周辺には、多数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減するよう配慮いたします。</p>
<p>7. (3) 鳥類に対する影響</p> <p>想定区域の周辺は、サンバ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への影響について、専門家等からの助言を踏まえた上で、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減するよう配慮いたします。</p>
<p>8. (4) 景観に対する影響</p> <p>想定区域及びその周辺は、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく三河湾国定公園の第2種特別地域に指定されている。当該国定公園は渥美・知多半島と湾奥部の海岸景観等を主な理由に指定されており、本事業の実施により、当該国定公園の風致景観の根幹を成す海岸景観への重大な影響が懸念される。また、当該国定公園の利用施設計画に位置づけられた主要な展望地である「西ノ浜海浜の森」、「休暇村伊良湖」等が存在しており、本事業の実施は、これら展望地から展望する場合に著しい妨げとなる可能性が極めて高い。このことから、当該国定公園の指定理由である海岸景観に係るこれらの展望地からの眺望景観に重大な影響を及ぼす範囲を対象事業実施区域から除外すること。</p> <p>その上で、風力発電設備等の配置等を検討する場合には、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への重大な影響を回避又は十分に低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、当該施設の管理者及び関係機関、地域住民並びに関係地方公共団体等の意見を踏まえること。</p>	<p>準備書以降の手続きにおいて、現地調査等により各眺望点の主要な眺望対象を把握し、風力発電機が主要な眺望方向に介在するかどうかを分析するとともに、眺望点の利用状況も踏まえ、主要な眺望景観の視覚的な変化について、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、風力発電機の配置、基数及び機種等の事業計画の見直しも含めて検討し、眺望景観に重大な影響を及ぼす範囲を対象事業実施区域から除外する等、景観への影響を可能な限り回避・低減してまいります。</p> <p>また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、適宜当該施設の管理者及び関係機関、地域住民並びに関係地方公共団体等の意見を踏まえるよう努めます。</p>

○ 日刊新聞紙における公告

中日新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞（令和2年2月3日（月））

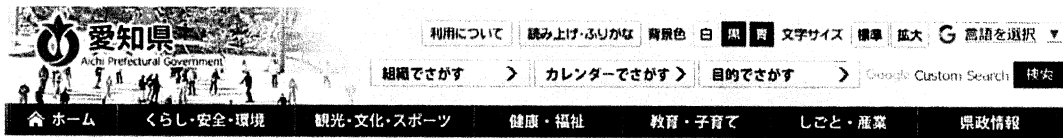
お 知 ら せ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」田原中山風力発電事業に係る環境影響評価方法書を作成し、左記により縦覧に供します。縦覧は、縦覧期間中、随時受け付けております。お問い合わせ先は、お問い合わせ先へお送りいたします。

- 一、事業者の名称 渥美風力開発株式会社
代表者の氏名 代表取締役 松本 智
- 二、対象事業の所在地 東京都千代田区内幸町一丁目番六号
発電所の名称 (仮称)田原中山風力発電事業
発電所の原動力の種類 風力(陸上)
発電所の出力・最大一万九千二百キロワット
基盤・最大六基
- 三、対象事業実施区域 愛知県田原市中山町地内仙
- 四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 愛知県田原市、南知多町
- 五、縦覧の場所・時間
田原市役所南庁舎一階ロビー、渥美支所地域課
※平日午前八時三〇分から午後五時十五分まで
中山市民館
※平日午前九時から午後五時まで
南知多町役場環境課窓口
※平日午前八時三〇分から午後五時十五分まで
篠島サービスセンター窓口
※平日午前九時から午後四時まで
(※いずれも土日祝日を除きます)
電子縦覧 <http://www.jwd.co.jp/atsumi/>
期 間 令和二年二月三日(月)から
令和二年三月四日(水)まで
- 六、住民説明会の開催を予定する場所・日時
田原市・中山市民館
(愛知県田原市中山町神明前一四六一)
令和二年二月十八日(火) 十八時から
十九時三十分まで
南知多町・総合体育館(南知多町大字豊浜字須佐ケ丘五)
令和二年二月十九日(水) 十八時から
十九時三十分まで
- 七、意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ縦覧場所に備え付けてお持ちます。意見書箱にご投函くださるか、令和二年三月十八日(水)までに問い合わせ先へ郵送ください。(金印消印有効)
- 八、問い合わせ先 渥美風力開発株式会社
〒一〇〇一〇〇一
東京都千代田区内幸町一丁目一番六号
NTT日比谷ビル九階
電話〇三(三三)五九七四八(担当)東間、石橋

○ インターネットによる「お知らせ」

(愛知県のウェブサイト)



現在地 ホーム > 環境影響評価 (環境アセスメント)

環境影響評価 (環境アセスメント)

愛知県の環境影響評価制度

- ▶ 環境影響評価制度について
- ▶ 環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例の対象事業
- ▶ 環境影響評価手続の流れ
- ▶ 関係法令

愛知県環境影響評価審査会

- ▶ 愛知県環境影響評価審査会のプロフィール
- ▶ 開催結果 (2019年度)
- ▶ 開催結果 (2018年度)
- ▶ 開催結果 (2017年度)
- ▶ 開催結果 (2016年度)
- ▶ 開催結果 (2015年度)
- ▶ 開催結果 (2014年度)
- ▶ 開催結果 (2013年度)
- ▶ 開催結果 (2012年度)
- ▶ 開催結果 (2011年度)
- ▶ 開催結果 (2010年度)
- ▶ 開催結果 (2009年度)
- ▶ 開催結果 (2008年度)
- ▶ 開催結果 (2007年度)
- ▶ 開催結果 (2006年度)

環境影響評価実施事業

- ▶ 事業一覧
- ▶ 環境影響評価を実施中の事業
- ▶ 環境影響評価を実施済の事業

新着情報

- ▶ 新着情報

環境影響評価 (トップページ)

掲載日：2020年2月4日更新

新着情報

- 2019年11月19日更新 [〔仮称〕田原中山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての知事意見を通知しました](#)
- 2019年9月4日更新 [中部国際空港公有水面埋立事業環境影響評価準備書及び西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての知事意見を通知しました](#)
- 2019年7月5日更新 [尾張北部環境組合ごみ処理施設〔仮称〕整備事業に係る環境影響評価方法書及び豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての知事意見を通知しました](#)

[RSS](#) 新着情報のRSS

お知らせ

- ・ 大規模な太陽光発電事業が4月1日から環境アセスメントの対象となります。
- ・ 〔仮称〕田原中山風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧が開始されました(2月3日～3月4日)。

関連リンク

環境影響評価情報支援ネットワーク (外部リンク：環境省)
 名古屋市：環境アセスメント (環境影響評価) (外部リンク：名古屋市)

このページに関する問合せ先

環境活動推進課
 環境影響評価グループ
 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 Tel：052-954-6211 Fax：052-954-6914
[メールでの問合せはこちら](#)

